令和６年度
杉谷埋立地発生ガス及び悪臭検査業務委託
仕　様　書

久留米市環境部

令和6年度杉谷埋立地発生ガス及び悪臭検査業務委託

１　業務概要

本業務は、杉谷埋立地の埋立処分場内に設置されているガス抜管内の発生ガス、及び埋立処分場の境界線上における悪臭物質の測定を行うものである。

２　履行場所

久留米市高良内町1789-1　杉谷埋立地（別添の地図参照）

３　履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

４　業務遂行上の遵守事項

・業務の遂行に当たっては、その精度を高めるため最大限の努力を払い、業務の目的を十分に達成する成果品を提出しなければならない。
・業務遂行上において、安全確保のために考えられる保護具等を装備、着用する。
・業務に関して知ることのできた秘密（個人情報を含む。）を第三者に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。
・本仕様書に明示されない事項又は疑義が生じた場合は、協議の上決定する。

５　検査の目的、検査項目

別紙、「発生ガス検査業務委託要領書」及び「悪臭検査業務委託要領書」のとおりとする。

６　検査頻度と試料採取日

・発生ガス検査・・・４回／年（１回あたり６検体）
・悪臭検査・・・・・１回／年（１回あたり１検体）

実施月・日は市より指定する。ただし、天候不良等により順延措置が生じる場合には、市と委託業者間で協議の上、決定する。

７　業務完了報告

本業務における全ての検査業務が完了したときは、直ちに受注者に対して業務完了届を提出しなければならない。

８　委託料の支払い

前条の業務完了届により、本業務が適正に履行されたと認められたときは、業務委託料に関する請求書を提出することができる。

９　暴力団排除に関する事項

受注者は、当該業務に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

・暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
・暴力団等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
・排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督職員と工程に関する協議を行うこと。

○発生ガス検査業務委託要領書

１　検査の目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 4 条の 5(一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準)に従い、埋立地から発生するガスが周辺環境に影響を及ぼすことが無いよう、モニタリングすることを目的とする。

２　検査項目及び分析方法

①　ガス成分

項　　目	分析方法
一酸化炭素(ppm)	検知管法
二酸化炭素(ppm)	
アンモニア(ppm)	
硫化水素(ppm)	
メタン(%)	ガスクロマトグラフ法
酸素	オルザット法

②　その他

気象条件(天候、気圧、気温、湿度)

管内温度(℃)、管内流速(m/sec)、管内流量(㎥/min)

３　採取箇所

杉谷埋立地の処分場内に設置されているガス抜き管の内、市より指定する６箇所。

(詳細な位置について別添の図面参照)

４　試料採取回数及び試料採取日

検査は年間 4 回(6 月、9 月、12 月、翌年 3 月)とし、試料採取日は市より指定する。

※試料採取日は予め市より指定するが、天候不良等により順延措置が生じる場合には、市と委託業者間で協議の上決定する。

５　計量証明書の提出

・検査終了後、その都度速やかに報告書(計量証明書等)を作成し、２部提出すること。
・採取時の写真等も併せて提出すること。

○悪臭検査業務委託要領書

１　検査の目的

悪臭防止法第 7 条の規定により、久留米市内の全事業所は規制基準を遵守する必要がある。

本業務は、杉谷埋立地埋立処分場の境界線上における悪臭発生状況を把握することを目的とし実施するものである。

２　検査項目

①　試料採取時測定項目

試料採取日時、天候、気温、湿度、風向、風速

②　分析項目(特定悪臭物質 22 項目)

１）アンモニア	２）メチルメルカプタン	３）硫化水素
４）硫化メチル	５）トリメチルアミン	６）二硫化メチル
７）アセトアルデヒド	８）スチレン	９）ノルマル酪酸
10）イソ吉草酸	11）ノルマル吉草酸	12）プロピオン酸
13）プロピオンアルデヒド	14）ノルマルブチルアルデヒド	
15）イソブチルアルデヒド	16）ノルマルバレルアルデヒド	
17）イソバレルアルデヒド	18）イソブタノール	19）酢酸エチル
20）メチルイソブチルケトン	21）トルエン	22）キシレン

３　採取箇所

・別添図面に示す埋立処分場の境界線上で風下になる地点。

４　試料採取回数及び試料採取日

検査は年間１回とし、試料採取日は市より指定する。

※試料採取日は予め市より指定するが、天候不良等により順延措置が生じる場合には、市と委託業者間で協議の上決定する。

５　計量証明書の提出

・検査終了後、その都度速やかに報告書(計量証明書等)を作成し、２部提出すること。
・採取時の写真、採取箇所がわかる地図も併せて提出すること。

業務名称	令和6年度杉谷埋立地発生ガス及び悪臭検査業務委託	設計		精算	

会 計 年 度　：　令和6年度

業　務　名　：　令和6年度杉谷埋立地発生ガス及び悪臭検査業務委託

業 務 期 間　：　契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

業 務 場 所　：　久留米市高良内町1789-1　杉谷埋立地

業 務 仕 様　：　別紙「仕様書」による

設 計 金 額　：　　.－（うち消費税及び地方消費税相当額　　.－）

業務概要

1	発生ガス検査業務委託	1式
2	悪臭検査業務委託	1式

久　留　米　市

業務委託費集計書	委託料計　　計　　円

名　　称　／　規　　格	数　量	単位	単　価	金　額	摘　　要
1　発生ガス検査業務委託	1	式			※第1号　内訳書
2　悪臭検査業務委託	1	式			※第2号　内訳書
計					千円未満切捨て
消費税及び地方消費税相当額　　10%					
合計					

久　留　米　市

第1号　内訳書	検査費(直接業務費)小計　　円

名　　称　／　規　　格	数　量	単位	単　価	金　額	摘　要
1　発生ガス検査業務委託					
一酸化炭素　／	24	検体			
二酸化炭素　／	24	検体			
アンモニア　／	24	検体			
硫化水素　／	24	検体			
メタン　／	24	検体			
酸素　／	24	検体			
測定条件　／ 気象条件、管内温度、管内流速、管内流量	24	検体			
試料採取費	1	式			
計					

久　留　米　市

第2号　内訳書

検査費(直接業務費)小計　　円

名　　称　／　規　　格	数　量	単位	単　価	金　額	摘　要
2 悪臭検査業務委託					
アンモニア	1	検体			
メチルメルカプタン	1	検体			
硫化水素	1	検体			
硫化メチル	1	検体			
トリメチルアミン	1	検体			
二硫化メチル	1	検体			
アセトアルデヒド	24	検体			
スチレン	1	検体			
ノルマル酪酸	1	検体			
イソ吉草酸	1	検体			
ノルマル吉草酸	1	検体			
プロピオン酸	1	検体			
プロピオンアルデヒド	1	検体			
ノルマルブチルアルデヒド	1	検体			
イソブチルアルデヒド	1	検体			
ノルマルバレルアルデヒド	1	検体			
イソバレルアルデヒド	1	検体			

久　留　米　市

名　　称　／　規　　格	数　量	単位	単　　価	金　　額	摘　　要
イソブタノール	1	検体			
酢酸エチル	1	検体			
メチルイソブチルケトン	1	検体			
トルエン	1	検体			
キシレン	1	検体			
試料採取費	1	式			
計					

久　留　米　市

発生ガス検査業務委託

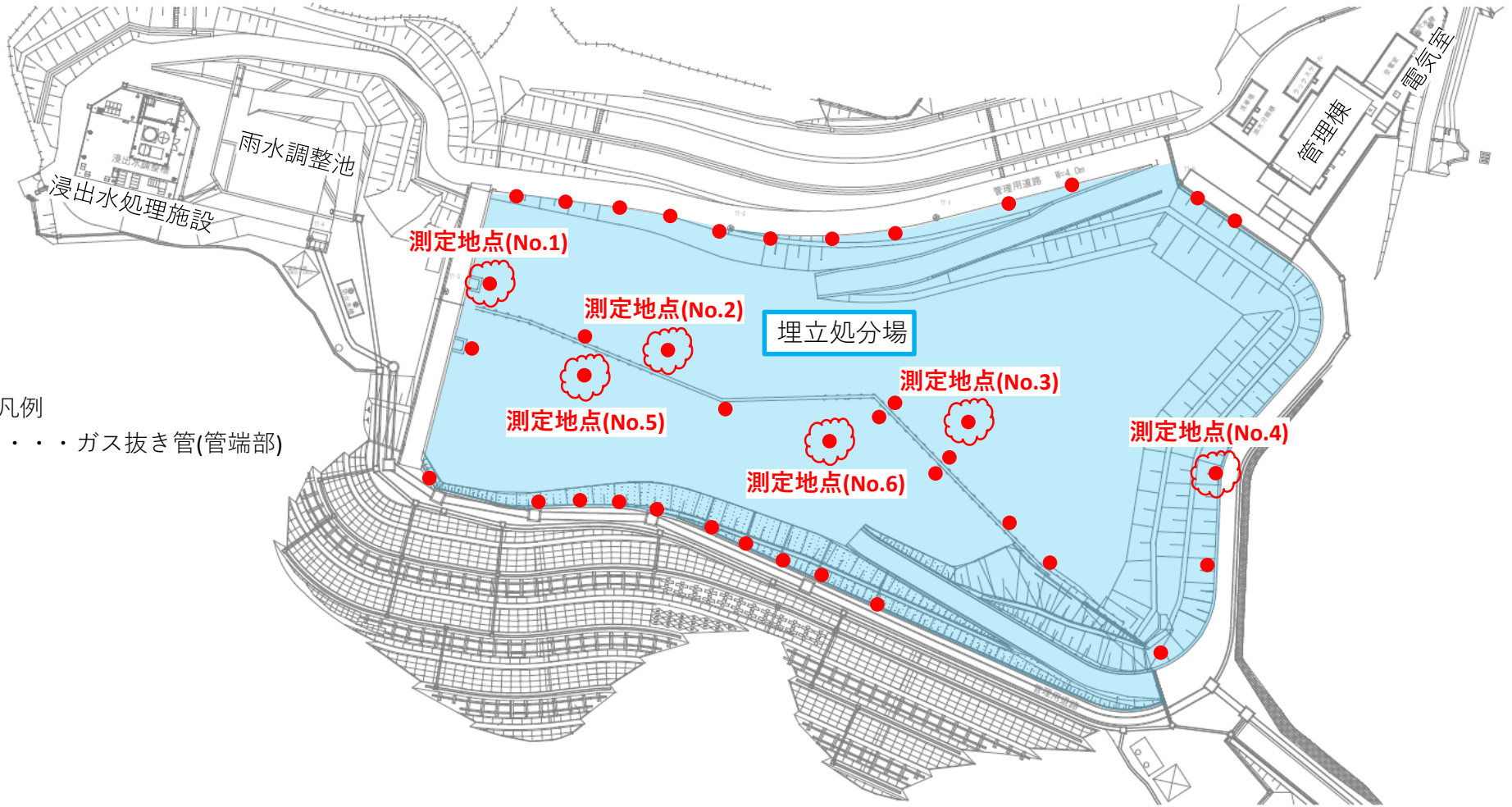

事業名			
修繕名	発生ガス検査業務委託		
修繕箇所	久留米市高良内町1789-1		
図面名称	配置図		
縮尺	図示	図面番号	001/001
久留米市環境部施設課			

悪臭検査業務委託

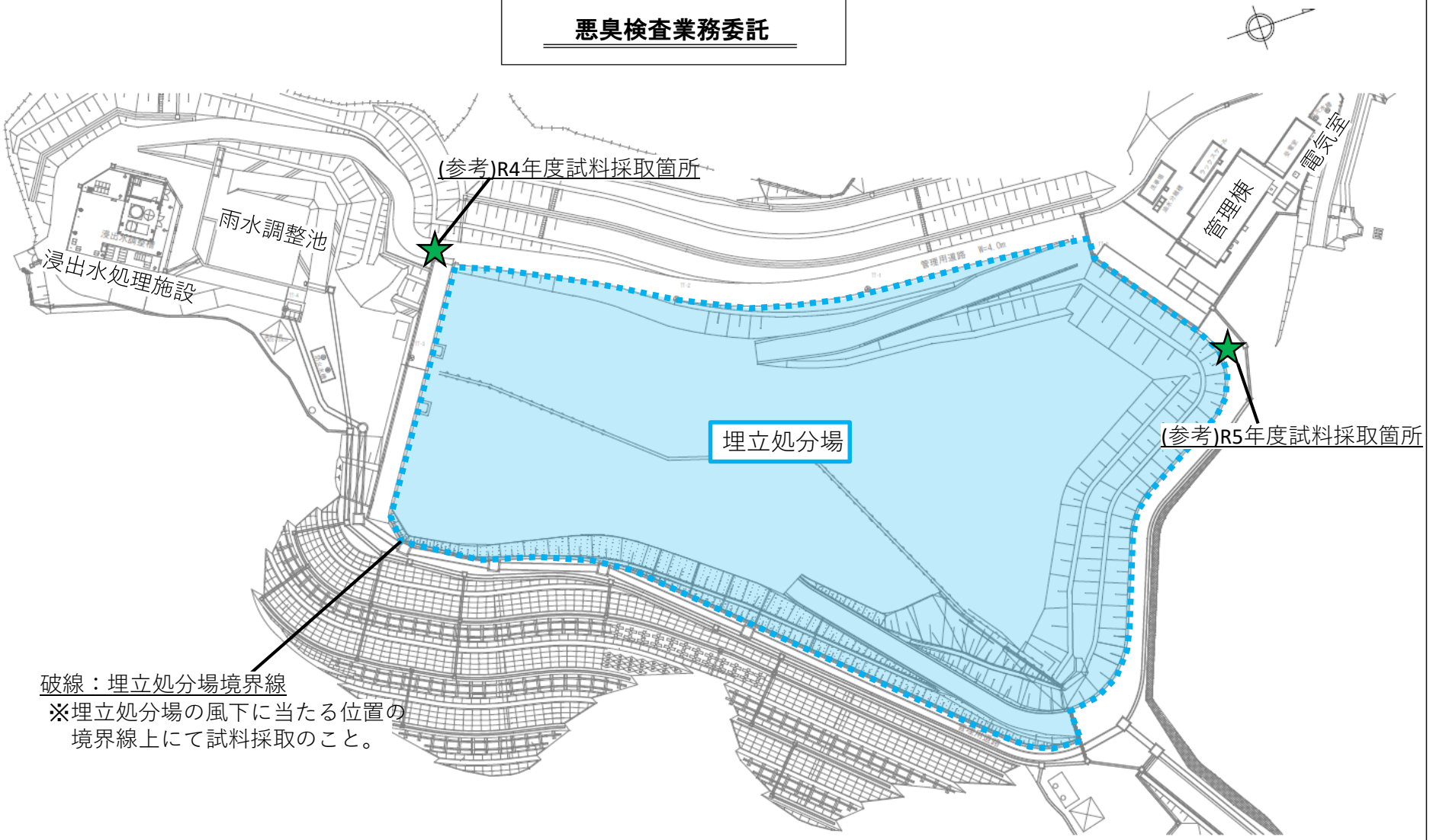

事業名			
修繕名	杉谷埋立地悪臭検査業務委託		
修繕箇所	久留米市高良内町1789-1		
図面名称	配置図		
縮尺	図示	図面番号	001/001
久留米市環境部施設課			